

第67回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階
スインクホール

 **j-MAX**
株式会社 J-MAX
証券コード：3422

株 主 各 位

(証券コード：3422)
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月27日)

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1

株 式 会 社 J - M A X

代 表 取 締 役 山 崎 英 次
社 長 執 行 役

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.jp-jmax.co.jp/ir/dividends/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（3422）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイングホール

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款の一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名の選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名の選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬枠の設定の件
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛成」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3)書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるもの有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2025年6月20日(金曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

事前に行使いただく場合

- 書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

- パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

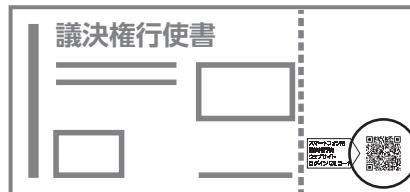
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎® 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

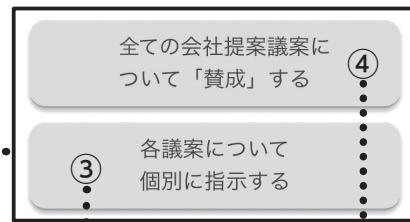


※QRコード®は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。

 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただ
く必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ
直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

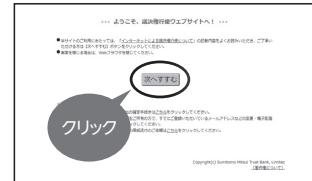
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

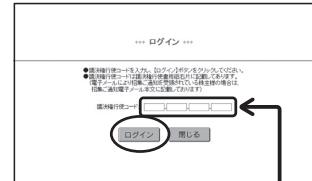
●パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

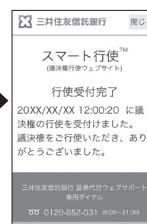


②ログインする



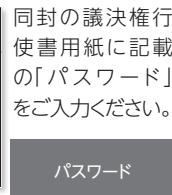
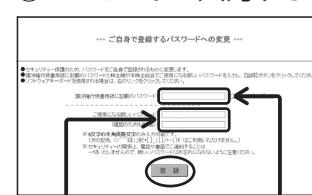
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押して行使完了!

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

実際にご使用になる
新しいパスワードを設定
してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元並びに配当性向、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき2円とさせていただきたいと存じます。

なお、先に実施いたしました中間配当1株につき2円を含め、年間配当は1株につき4円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金2円 総額 23,133,822円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

第2号議案

定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。その移行に必要となる監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

(2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものです。なお、変更案第29条（取締役の責任免除）第1項の新設については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 〈新設〉</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 条文省略</p> <p>3. 条文省略</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。</p> <p>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>3. 現行どおり</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第23条 条文省略</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。</p>	<p>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第23条 現行どおり</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から社長執行役員1名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。</p>
<p>(取締役会の招集の手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集の手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) <u>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法) <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p>
<p>(任 期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	〈削除〉
<p>(常勤監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	〈削除〉
<p>(監査役会の招集の手続) <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	〈削除〉
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	〈削除〉
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	〈削除〉
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	〈削除〉
〈新設〉	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
〈新設〉	<p><u>(監査等委員会の招集の手続)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
〈新設〉	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
〈新設〉	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第39条、第40条 条文省略	第6章 会計監査人 第34条、第35条 現行どおり
第7章 計 算 第41条～第44条 条文省略	第7章 計 算 第36条～第39条 現行どおり

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由（1）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	山崎英次	代表取締役社長執行役員	再任 16/16回 (100%)
2	猪熊篤俊	取締役常務執行役員 日本事業本部長	再任 16/16回 (100%)
3	棚橋哲郎	上席執行役員 広州丸順汽車配件有限公司董事長 武漢丸順汽車配件有限公司董事長 福建丸順新能源汽車科技有限公司董事長	新任 —
4	まつ松浦孝一郎	—	新任 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やま さき えい じ 山崎 英次 (1970年8月17日生)	1989年3月 当社入社 2013年5月 広州丸順汽車配件有限公司副總經理 2015年5月 広州丸順汽車配件有限公司總經理 2015年6月 当社執行役員 2021年5月 当社企画・開発本部副本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 2023年4月 当社企画本部長兼開発・営業本部長 当社開発・営業本部長 2024年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	20,256株 (7,411株)

(選任理由)

当社において技術部門、営業部門に携わり、各業務における見識に加え、海外子会社の経営及び当社代表取締役社長を務めるなど、事業全般における経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を有しております、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの くま あつ とし 猪 熊 篤 俊 (1969年1月14日生)	1991年4月 当社入社 2002年5月 広州丸順汽車配件有限公司副總經理 2006年3月 広州丸順汽車配件有限公司總經理 2008年6月 当社取締役 2009年4月 当社技術本部長 2010年4月 当社金型技術本部長兼金型製造部長 2012年4月 当社エンジニアリング本部長 2013年4月 当社エンジニアリング・営業オフィサー 2014年4月 当社営業本部長兼海外業務推進室長 2014年4月 当社営業本部長 2014年7月 当社日本事業本部副本部長 2015年9月 インディアナ・マルジュン社取締役社長 2017年4月 当社部品事業本部長 2018年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2019年4月 当社常務取締役 2020年4月 当社海外事業本部長 2020年6月 当社日本事業本部長兼EG事業部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2022年4月 当社日本事業本部長兼部品事業部長 2022年5月 当社日本事業本部長 2023年4月 当社生産本部長 2024年4月 当社日本事業本部長（現任）	24,605株 (12,018株)
(選任理由) 当社において生産部門、技術部門及び営業部門等多岐にわたり携わり、各業務における深い見識に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しております、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
3	<p>新任</p> <p>たな はし てつ ろう 棚 橋 哲 郎 (1968年2月9日生)</p>	<p>2005年11月 当社入社 2010年4月 当社グローバル戦略センター経営企画室長 2011年5月 広州丸順汽車配件有限公司副総經理 2013年6月 インディアナ・マルジュン社取締役副社長 2015年1月 当社管理本部経営企画部長 2016年4月 当社執行役員 当社管理本部経営企画部長 2016年5月 当社管理本部経営企画部長兼武漢丸順汽車配件有限公司副総經理 2017年4月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長兼武漢丸順汽車配件有限公司副総經理 2017年5月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役 2018年4月 当社事業企画本部副本部長兼経営企画部長 2019年4月 当社企画管理本部長兼海外事業本部副本部長 2020年4月 当社企画管理本部長 2020年6月 当社取締役上席執行役員 2021年5月 広州丸順汽車配件有限公司董事長（現任）兼總經理 武漢丸順汽車配件有限公司董事長（現任） 2021年6月 当社上席執行役員（現任） 2023年4月 福建丸順新能源汽車科技有限公司董事長（現任）兼總經理 </p>	16,391株
<p>(選任理由)</p> <p>当社において経営企画部門を中心に携わり、経営管理、経営戦略等における高度で専門的な知見に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> まつ うら こういちろう 松浦 孝一郎 (1972年11月11日生)	1995年4月 東プレ株式会社入社 2020年4月 同社業務本部 管理部 部長 2021年6月 三池工業株式会社 代表取締役社長 2024年4月 東普雷（佛山）汽車部件有限公司董事長兼 総經理（現任） 東普雷（襄陽）汽車部件有限公司董事長 （現任） 東普雷（武漢）汽車部件有限公司董事長 （現任） 広州三池汽車配件有限公司董事長兼總經理 （現任）	0株
(重要な兼職の状況)			
東普雷（佛山）汽車部件有限公司 董事長兼總經理 東普雷（襄陽）汽車部件有限公司 董事長 東普雷（武漢）汽車部件有限公司 董事長 広州三池汽車配件有限公司 董事長兼總經理			
(選任理由)			
東プレ株式会社において、業務部門や購買部門等の業務に精通し、国内外子会社の経営に携わる経験を有していることから当社グループ経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 松浦孝一郎氏が董事長を務める東普雷（襄陽）汽車部件有限公司及び東普雷（武漢）汽車部件有限公司と当社子会社である武漢丸順汽車配件有限公司との間で製品販売の取引があります。また、重要な兼職の状況に記載の各社は車体プレス事業分野において競業関係にあります。なお、同氏は2025年6月末までに重要な兼職の状況に記載の役職を退任する予定です。
2. 松浦孝一郎氏以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。また、J-MAX役員持株会における本人持分を含めております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名の選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由（1）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> あお やま ひで み 青 山 秀 美 (1961年8月31日生)	1986年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年4月 同行本店営業部次長 2005年2月 同行コーポレートファイナンス部シンジケーション部次長 2007年5月 同行大阪公務部次長 2010年7月 同行中部西ローン推進部長 2014年9月 当社参事 2015年1月 当社管理本部副本部長 2015年4月 当社執行役員 当社管理本部長 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社管理本部長兼経理財務部長 2019年4月 当社日本事業本部長 2020年4月 当社海外事業本部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2021年4月 当社管理本部長兼経理財務部長 2022年4月 当社管理本部長兼総務人事部長兼サステナビリティ推進室長 2022年7月 当社管理本部長兼サステナビリティ推進室長 2023年4月 当社管理本部長（現任）	21,065株 (12,018株)

(選任理由)

国内外金融業務における豊富な経験と実績に加え、当社において管理部門の責任者として、経理、財務、総務、人事及びコンプライアンスを統括し、幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
2	<p>新任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 たけ うち はる ひこ 竹内治彦 (1960年8月27日生)</p> <p>1991年4月 日本労働研究機構（現：(独)労働政策研究・研修機構）海外情報研究員 1992年4月 岐阜経済大学(現：岐阜協立大学)経営学部講師 1998年4月 ドイツ・ゲッティンゲン大学ヨーロッパ・北アメリカ研究所客員研究員 2001年4月 岐阜経済大学(現：岐阜協立大学)経営学部教授（現任） 2005年12月 同大学キャリア支援部長 2013年2月 同大学副学長 2019年2月 同大学学長 2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 岐阜協立大学 経営学部教授</p> <p>（選任理由及び期待する役割） 長年にわたり大学の教授を務めるとともに、地域社会において多岐にわたる社会活動を推進するなど専門的な知識と豊富な経験に加え、教育機関の運営責任者としての高度な知見を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができ、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監査等、独立した立場から遂行いただくことを期待しております。また、引き続き任意の指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定であります。</p>	1,659株	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>新任 社外 独立 しぶ や えい じ 濵 谷 英 司 (1957年1月28日生)</p> <p>1979年10月 等松・青木監査法人（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 1983年3月 公認会計士登録 2004年5月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2013年6月 日本公認会計士協会東海会副会長 2013年7月 日本公認会計士協会理事 2018年8月 濱谷英司公認会計士事務所所長（現任） 2019年6月 日本公認会計士協会東海会岐阜県会会长 2019年6月 美濃窯業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 サンメッセ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 濱谷英司公認会計士事務所所長 美濃窯業株式会社社外取締役（監査等委員） サンメッセ株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>（選任理由及び期待する役割） 公認会計士としての経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、複数の会社の社外取締役（監査等委員）を経験され、会社経営及び上場企業のコーポレートガバナンスに精通しており、専門的知見から社外取締役としての職務を適切に遂行することができ、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要な事項の意思決定や業務執行の監査等、独立した立場から遂行いただくことを期待しております。</p>	1,560株	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 竹内治彦氏及び濱谷英司氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 　なお、当社は竹内治彦氏及び濱谷英司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 3. 当社は青山秀美氏、竹内治彦氏及び濱谷英司氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております、これにより、監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 5. 竹内治彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。また、J-MAX役員持株会における本人持分を含めております。

取締役候補者のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は、以下のとおりとなります。

地位	氏名	専門性・経験								
		経営	金型 技術	営業	製造 品質	研究 開発	グロー バル	財務 会計	法務 リスク マネジ メント	ESG
取締役	山崎 英次	○	○	○	○	○	○			○
取締役	猪熊 篤俊	○	○	○	○	○	○		○	
取締役	棚橋 哲郎	○		○			○	○	○	○
取締役	松浦 孝一郎	○					○	○		○
取締役 監査等委員(常勤)	青山 秀美	○		○			○	○	○	○
取締役(社外) 監査等委員	竹内 治彦	○					○		○	○
取締役(社外) 監査等委員	澁谷 英司	○						○	○	

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名の選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由(1)に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
<p>社外 独立</p> <p>す なが とし ひこ 須 長 敏 彦 (1959年9月24日生)</p>	<p>1983年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 1999年5月 同行融資企画部次長 2003年9月 同行中津川支店長兼法人営業部長 2005年2月 同行清水支店長兼法人営業部長 2006年9月 同行融資部次長 2008年9月 同行豊橋支社長 2010年12月 同行大伝馬町支社長 2012年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役地 銀統括室担当 2013年5月 同社取締役内部監査部長 2017年5月 同社取締役人事部長兼総務部長 2018年6月 同社常務取締役人事部長 2022年6月 当社常勤社外監査役（現任）</p> <p>(選任理由及び期待する役割)</p> <p>金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高度な知見に加え、経営における豊富な見識を有しております、その知識・経験により、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督等、独立した立場から遂行いただくことを期待しております。</p>	841株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 須長敏彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 須長敏彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
 4. 須長敏彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております、これにより、監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。須長敏彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第46回定時株主総会において取締役の報酬の限度額年額312百万円としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の基本報酬額を年額210百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と定めることについてご承認をお願いいたします。取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、本総会で選任される役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件」が原案どおり可決されると、本議案に係る取締役は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由（1）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬枠の設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の基本報酬額を、年額50百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、本総会で選任される役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款の一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名の選任の件」が原案どおり可決されると、本議案に係る監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由（1）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「月額報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されております。このうち「株式報酬」は、2020年6月26日開催の第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで導入し、その後、2023年6月23日開催の第65回定時株主総会（以下「前回総会」という）において、内容の変更について株主の皆様のご承認をいただいた、信託を用いた株式報酬制度です（以下「本制度」という）。

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」における1. 変更の理由（1）に係る定款変更が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することといたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の設定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額とは別枠で、本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間の間に在任する取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対して、本制度による株式報酬を支給するというものです。なお、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、前回総会においてご承認いただいた内容と同一であります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、「第67回定時株主総会招集通知」（当社ウェブサイト <https://www.jp-jmax.co.jp/ir/dividends/>）の事業報告3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等④役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方法に係る事項に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2025年5月19日開催の取締役会において決議しております。本議案の内容は、変

更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除いた取締役とする。以下「取締役」とは、かかる取締役をいう。）は3名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みである同様の株式報酬制度についても運用を継続する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度の仕組みは、当社が設定した信託（2020年8月に設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」という）を取得し、当社の取締役会で定める株式交付規程に従って当社より各取締役にポイントが付与され、これに相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、というものです。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者※ 1	当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するため必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金100百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり50,000ポイント (5事業年度合計で250,000ポイント)

⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時※2

※1：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回総会の決議のとおり、社外取締役を除く当社取締役を対象としています。

※2：この「退任」には、監査等委員である取締役以外の取締役を退くと同時に監査等委員である取締役に就任する場合を含みます。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金100百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することいたします。本信託は、本信託の信託財産（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含む）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員についても同様の株式報酬制度の運用を継続する場合には、当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することができます。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金20百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継

続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり50,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によりことで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米における高い金利水準の継続及び中国における不動産市場の停滞が続く中、インフレの沈静化や世界貿易の持ち直しを背景に景気は底堅く推移しております。日本では雇用及び所得環境の改善による個人消費の持ち直しに加え、インバウンド需要の拡大等により、景気は緩やかに回復しております。

当社グループが属する自動車業界においては、日本では一部自動車メーカーの認証不正及び品質問題による出荷・稼働停止等の影響により国内生産は減少いたしました。タイでは高水準の家計債務及び自動車ローン審査の厳格化等の影響により、市場は低迷しており、厳しい状況が続いております。中国では各地で実施された自動車の買い替え推進政策や完成車メーカー各社による販売促進策等が好材料となり、好調を維持しております。一方で日系自動車メーカーは、新エネルギー車の需要拡大の対応遅れ及び低価格の新エネルギー車登場による競争激化等により、生産台数は減少しており、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期5か年計画の2年目として、電動化・軽量化に集中した電動化サプライヤーへの転換及び事業構造改革推進による持続可能な企業体质の構築を注力テーマとして取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は47,102百万円（前年同期比13.3%減）、営業利益は19百万円（前年同期比98.2%減）、経常損失は535百万円（前年同期は731百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、構造改革に伴う特別損失に計上したことにより、広州拠点及び武漢拠点において繰延税金資産を取崩したこと等により、3,282百万円（前年同期は1,026百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループでは、事業規模拡大による持続的な成長と効率性の高い事業運営を目指し、売上高・営業利益・ROA(総資産営業利益率)を中長期5か年計画のKPI(重要業績評価指標)としておりますが、近年の自動車業界における電動化シフトによる事業環境の変化に伴い、グループ全体で構造改革を実施しており、目標値への到達は当初の予定から3年程度後ろ倒しになる予定であります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント 期 別	第 66 期		第 67 期 (当連結会計年度)		前年同期比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
J - M A X	21,473	37.7%	19,391	40.2%	9.7%減
タ イ	7,701	13.5%	6,154	12.8%	20.1%減
広 州	16,020	28.2%	13,822	28.7%	13.7%減
武 漢	11,707	20.6%	8,835	18.3%	24.5%減
合 計	56,902	100.0%	48,203	100.0%	15.3%減

- (注) 1. セグメント別の業績は、セグメント間の取引金額を含めて記載しております。
2. 報告セグメントは、会社別に「J-MAX」、「タイ」、「広州」及び「武漢」としております。

① J-MAX

J-MAXにおいては、主要客先向け自動車部品の生産減少に加え、金型設備等の販売が減少したことにより、売上高は減少いたしました。また、売上減少に伴う固定費負担の増加及び生産車種構成変化の影響に加え、岡山工場準備費用の増加等により利益は減少いたしました。

以上の結果、売上高は19,391百万円（前年同期比9.7%減）、経常利益は754百万円（前年同期比40.5%減）となりました。

J-MAXにおいては、新規受注先の拡大や新たな生産拠点の整備に加え、今後の競争力強化につながる研究開発の推進等、グループ全体の成長を牽引しております。

② タイ

タイにおいては、主要客先の国内向け自動車部品及び汎用エンジン部品等の生産減少により、売上高は減少したものの、前期から継続して取り組んでいる構造改革として要員適正化及び金型事業圧縮等を中心とした原価低減活動を推進したことにより、経常損失は大幅な赤字縮小となりました。

以上の結果、売上高は6,154百万円（前年同期比20.1%減）、経常損失は92百万円（前年同期は263百万円の経常損失）となりました。

タイにおいては、タイ国内及び輸出先である周辺国における市場が成熟化する中、固定費削減を中心とした構造改革推進により、利益体質の強化を図っております。

③ 広州

広州においては、構造改革により要員適正化及び生産能力適正化等の取り組みに加え、生産工場再編に伴う不要資産売却を推進する等、利益体質強化を図っているものの、主要客先の大幅な減産影響等により、売上高及び利益ともに減少いたしました。

以上の結果、売上高は13,822百万円（前年同期比13.7%減）、経常損失は714百万円（前年同期は249百万円の経常損失）となりました。

広州においては、持続可能な企業体質構築を図るため構造改革を推進するとともに、中国で加速する自動車電動化の需要を取り込むため、電動化に特化した工場を建設する等、電動化事業の拡大を展開しております。

④ 武漢

武漢においては、当期から開始した構造改革により、要員適正化に伴う労務費削減に加え、生産能力適正化等に伴う設備費、経費等の原価低減活動に取り組んでいるものの、主要客先の大幅な減産影響により、売上高及び利益ともに減少いたしました。

以上の結果、売上高は8,835百万円（前年同期比24.5%減）、経常損失は180百万円（前年同期は261百万円の経常利益）となりました。

武漢においては、生産効率化及び原価低減活動等による企業体質強化の取り組みに加え、異素材加工の差別化技術の確立やEV市場の伸長による受注先の拡大等に取り組み、新たな収益基盤の構築に努めております。

なお、「J-MAX」、「タイ」、「広州」及び「武漢」は、車体プレス部品及び金型等の製造販売をしております。

（2）設備投資等の状況

当社グループは、長期的に成長ができる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)のセグメント別の内訳は、次のとおりであります。

セグメント	設備投資金額
J - M A X	2,841百万円
タイ	11百万円
広州	4,496百万円
武漢	1,315百万円
合計	8,664百万円

設備投資の主な内容は、自動車の新機種生産及びモデルチェンジに伴うプレス成形部品の製造設備と金型であります。

（3）資金調達の状況

2024年11月25日に第2回無担保社債1,000百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2023年度より中長期5か年計画「J-VISION 30」をスタートさせ、「既存事業の強化」と「新事業の創出」を成長戦略の2本柱として、更なる成長に向けた取り組みを推進しております。

「既存事業の強化」については、ボディ部品及び今後急速に成長拡大が見込める電動化部品における事業規模拡大を図るため、日本は西日本地区、中国は中国南東部地区において新工場を展開し、生産能力及び売上規模の拡大を目指してまいります。また、AI及びIoTの活用により新しいモノづくりに挑戦し、生産体質の変革を図るほか、金型事業については創業以来の金型技術を磨くとともに生産プロセスの進化やグループの連携強化等により競争力強化を図り、強固な企業基盤を構築いたします。

「新事業の創出」については、経営資源の最適配分により研究開発活動をさらに加速させ、将来の新たな収益基盤の構築に向けて、自動車領域に限定しない社会課題の解決につながる新商品・新事業の開発に挑戦してまいります。また、伸長事業・不採算事業を見極め、成長事業に経営資源を集中させ、新たな成長市場への進出を含めたグループ全体の事業リスクを視野に入れた経営を推進するほか、アライアンス及びM&A等の外部資源の活用を図り、持続的な成長に向けた事業ポートフォリオへの変革を進めてまいります。

近年、当社グループが属する自動車業界においては、急速に電動化シフトが進んでおり特に中国においては主要客先の減産が継続しております。また、世界的な競争激化及び技術革新の進展等による自動車関連企業の統廃合に加え、米中貿易摩擦悪化等の影響により先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の変化を踏まえ、「電動化・軽量化に集中した電動化サプライヤーへの転換」及び「事業構造改革推進による持続可能な企業体質の構築」を注力テーマとして明確化し、推進しております。

「電動化・軽量化に集中した電動化サプライヤーへの転換」については、車体骨格部品で培った超ハイテン加工技術の電動化部品への応用等加工技術の進化を図るとともに、車載電池関連部品において自社開発及び他社との共同開発を推進しております。また、中国拠点における電池ビジネス専用工場の立ち上げにより、中国における電動化ビジネスの拡大を図つてまいります。

「事業構造改革推進による持続可能な企業体質の構築」については、厳しい環境変化に対応し客先の急激な生産変動にも耐えうる強い収益構造を確立するため、グループ全体で事業

構造改革を推進し固定費の抜本的な削減等による企業体質の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) J-MAXグループ中長期ビジョン「J-VISION 30」(2023-2027)



(5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 64 期 (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)	第 65 期 (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)	第 66 期 (2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)	第 67 期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	45,663	52,356	54,347	47,102
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	2,679	2,712	731	△535
親会社株主に 帰属する当期純利益(百万円) 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	1,996	1,298	△1,026	△3,282
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(△)	170.10	110.66	△89.45	△286.34
総 資 産(百万円)	46,736	48,945	51,738	55,724
純 資 産(百万円)	21,080	22,369	21,756	19,609
自 己 資 本 比 率(%)	39.0	41.7	38.5	32.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式の総数に基づき算定しております。
2. 第64期は、J-MAX及びタイの主要客先向け自動車部品の増加により増収となりましたが、武漢の業績悪化により減益となりました。
3. 第65期は、生産の増加及び円安の影響により増収となりましたが、広州において特別損失を計上したことにより減益となりました。
4. 第66期は、生産の増加及び円安の影響により増収となりましたが、タイ及び広州において構造改革に伴う特別損失を計上したことにより減益となりました。
5. 第67期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
タイ・マルジュン社	846,400千タイバーツ	95.46%	自動車部品製造・販売
広州丸順汽車配件有限公司	30,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
武漢丸順汽車配件有限公司	12,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

自動車部品、各種金型、治工具の設計・製作・加工並びに販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本 社	・	上	石	津	工	場	岐	阜	県	大	垣	市
浅	西	工	場	岐	阜	県	大	垣	市			
養	老	工	場	岐	阜	県	大	垣	市			
鈴	鹿	工	場	三	重	県	鈴	鹿	市			
栃	木	開	発	セ	ン	タ	一	栃	木	芳	賀	町
岡	山	工	場	岡	山	県	浅	口	市			

② 連結子会社

タイ・マルジュン社	タイ 王 国 サ ラ ブ リ 県
広州丸順汽車配件有限公司	中 華 人 民 共 和 国 广 東 省
武漢丸順汽車配件有限公司	中 華 人 民 共 和 国 湖 北 省
福建丸順新能源汽車科技有限公司	中 華 人 民 共 和 国 福 建 省

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,268名	159名減少	39.5歳	13.3年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含み、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先		借入金残高
株式会社	三 菱 U F J 銀 行	7,476百万円
株式会社	み ず ほ 銀 行	5,177百万円
Bangkok	Bank Public Company Limited.	2,440百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行	株 式 会 社	1,996百万円
株 式 会 社	十 六 銀 行	1,237百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 普通株式 11,566,911株 (自己株式 290,289株を除く。)
- (2) 株主数 3,166名
- (3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東プレ株式会社	2,370,700株	20.50%
今川喜章	1,022,770株	8.84%
本田技研工業株式会社	988,950株	8.55%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	468,400株	4.05%
J-MAX取引先持株会	371,000株	3.21%
名古屋中小企業投資育成株式会社	371,000株	3.21%
今村金属株式会社	351,000株	3.03%
株式会社三菱UFJ銀行	325,000株	2.81%
株式会社大垣共立銀行	300,000株	2.59%
有限公司会社イマガワ	300,000株	2.59%

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式 290,289株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しておりますが、自己株式には、株式交付信託制度に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 99,100株は含めておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当事業年度中に退任した取締役（社外取締役を除く）1名に対し、職務執行の対価として、21,903株を交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	山 崎 英 次	
取締役常務執行役員	青 山 秀 美	管理本部長
取締役常務執行役員	猪 熊 篤 俊	日本事業本部長
取締役上席執行役員	松 井 恒 夫	日本事業本部 副本部長
取 締 役	露 木 好 則	東プレ株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役	竹 内 治 彦	岐阜協立大学経営学部教授
取 締 役	柳 澤 民 紀	NExT-e Solutions株式会社 社外取締役
取 締 役	大 倉 瞳 美	朝日大学病院脳神経内科診療部長・睡眠医療センター長 朝日大学医学部総合医科学講座内科学教授
常 勤 監 査 役	須 長 敏 彦	
監 査 役	水 谷 博 之	田嶋・水谷法律事務所 弁護士 株式会社ヨシタケ 社外取締役（監査等委員） 岐建株式会社 社外監査役
監 査 役	澁 谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所 所長 美濃窯業株式会社 社外取締役（監査等委員） サンメッセ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 竹内治彦氏、取締役 柳澤民紀氏及び取締役 大倉瞳美氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 須長敏彦氏、監査役 水谷博之氏及び監査役 澁谷英司氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 須長敏彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 澁谷英司氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき取締役 竹内治彦氏、取締役 柳澤民紀氏、取締役 大倉瞳美氏、常勤監査役 須長敏彦氏、監査役 水谷博之氏及び監査役 澁谷英司氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出しております。
 6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 2024年6月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、齊藤浩氏は取締役を退任いたしました。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。
(取締役執行役員を除く)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	棚 橋 哲 郎	広州丸順汽車配件有限公司董事長・総經理 武漢丸順汽車配件有限公司董事長 福建丸順新能源汽車科技有限公司董事長
上 席 執 行 役 員	森 和 行	日本事業本部副本部長
執 行 役 員	小 見 山 肇	武漢丸順汽車配件有限公司董事・総經理
執 行 役 員	本 田 喬 之	タイ・マルジュン社取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。ただし、被保険者による犯罪行為又は詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めています。

なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100 (7)	90 (7)	9	—	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15 (15)	15 (15)	—	—	3 (3)

②取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の 対象となる役員の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額312百万円以内	2004年6月25日開催の 第46回定時株主総会	11名
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬	5事業年度ごとに 75百万円を上限と した金銭を信託に 拠出 (本報酬制度の対 象期間を延長した 場合は5事業年度 ごとに100百万円 を上限とした金額 を信託に拠出)	2023年6月23日開催の 第65回定時株主総会	6名
監査役	金銭報酬	年額48百万円以内	2004年6月25日開催の 第46回定時株主総会	4名

③業績連動報酬等に関する事項

当社は、中長期的な成長戦略のもと、持続的な企業価値の向上に努めているため、取締役及び委任型執行役員に支給する業績連動報酬にかかる指標は、取締役及び委任型執行役員の役位に応じ、連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フロー及び担当事業の目標・KPIの達成度を指標として金額を算定します。具体的には、社長執行役員については連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フローを、その他役付執行役員以下の執行役員については、連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フローに加えて担当部門のKPIや事業計画達成度合い等を加味した定性評価を付け加えて評価します。連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率及び連結フリー・キャッシュ・フローの指標については、連結営業利益率については期初に開示された業績予想値を基準に、前期比連結営業利益成長率については前事業年度の連結営業利益額を基準に、連結フリー・キャッシュ・フローについては期初計画の数値を基準とし、基準値に対する達成度合いで支給額を0%～100%に設定します。株式報酬については、中長期の業績に連動することを趣旨とし、上記算定方法における支給額を1ポイント1株で換算したポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬を退任時に支給します。

(業績指標に関する実績)

第67期 (当連結会計年度) 連結営業利益率	第67期 (当連結会計年度) 前期比連結営業利益成長率	第67期 (当連結会計年度) 連結フリー・キャッシュ・フロー
0.0%	△98.2%	△5,199百万円

④役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方法に係る事項

(ア) 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会による審議を経て、2023年5月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

役員報酬の考え方と手続き

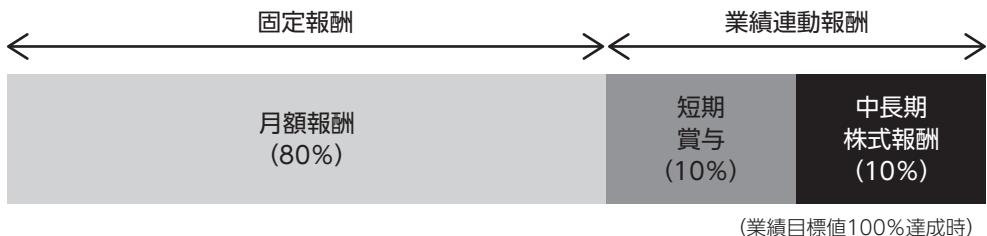
- ・取締役（社外取締役及び非業務執行役員を除く。）及び委任型執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬による構成とし、会社業績との連動性を確保し、業績や成果を反映させた報酬体系とします。
- ・報酬の考え方については、指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会にて決定することで、公平性と客観性を高めます。
- ・社外取締役、非業務執行取締役及び監査役の報酬はそれぞれ定額とし、賞与及び株式報酬の支給はありません。
- ・取締役及び委任型執行役員の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、固定報酬の額及び業績連動報酬の額の評価配分とします。
- ・自己都合で取締役及び委任型執行役員を辞任する場合、法令・定款若しくは社内規程の重大な違反があった場合及び故意又は重大な過失により、当社に著しい損害を与えた場合など、取締役会の決議により該当する役員に対して過去に支給した賞与の返還及び株式報酬における報酬受益権を失効させることができます。

月額報酬の算定方法

- ・取締役、監査役及び委任型執行役員の月額報酬は、他社水準、社会情勢等を勘案して、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役及び委任型執行役員は取締役会にて、監査役は監査役会にて決定します。

賞与及び株式報酬の算定方法

- ・賞与及び株式報酬は、それぞれ役員報酬総額の概ね10%相当(業績目標値100%達成時を基準)として、指名・報酬委員会にて審議のうえ取締役会にて決定します。なお、賞与及び株式における業績連動報酬に関する方針は上記③業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。



⑤当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役及び委任型執行役員の個人別の報酬等の内容の決定については、指名・報酬委員会が報酬の原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討しており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、取締役及び委任型執行役員の報酬について、代表取締役社長執行役員の山崎英次が個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等について最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言及び活動状況等
取締役	竹内治彦	16回/16回 100%	—	学識経験者としての学術的な視点及び大学経営における経験に基づき、適宜発言を行つており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行つております。
取締役	柳澤民紀	16回/16回 100%	—	モノづくりにおける高い見識や会社経営における豊富な経験に基づき、適宜発言を行つており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行つております。
取締役	大倉睦美	14回/16回 87.5%	—	医学・医療における専門的で豊富な見識や幅広い経験に基づき、人的資本の観点から健康経営について、適宜発言を行つており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行つております。
監査役	須長敏彦	16回/16回 100%	13回/13回 100%	金融系企業の経営における豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行つております。
監査役	水谷博之	16回/16回 100%	13回/13回 100%	法律の専門家としての豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行つております。
監査役	澁谷英司	16回/16回 100%	13回/13回 100%	公認会計士としての財務及び会計に関する豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行つております。

- (注) 1. 取締役 竹内治彦氏の重要な兼職先である岐阜協立大学と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役 柳澤民紀氏の重要な兼職先であるNExT-e Solutions株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役 大倉睦美氏の重要な兼職先である朝日大学病院と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 監査役 水谷博之氏の重要な兼職先である田嶋・水谷法律事務所、株式会社ヨシタケ、岐建株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 監査役 濱谷英司氏の重要な兼職先である濱谷英司公認会計士事務所、美濃窯業株式会社、サンメッセ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積り額について、過年度の計画と実績、報酬総額、時間あたりの報酬単価等との比較検討及び経理財務部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の会計監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制に関しては、コンプライアンスマニュアルにおいて、事業の適正かつ効率的な運営のために法令・規程を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき指針を定めております。当社の内部統制システムの整備の状況は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「J-MAXフィロソフィ」をJ-MAXグループの企業理念の基盤として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動指針とする。
 - (イ) 企業理念及び法令遵守を推進するために、全ての取締役で組織する「内部統制・企業倫理委員会」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設け、教育・研修等継続的な活動を通じて全社にわたるリスクマネジメント・コンプライアンスマインドの醸成に努める。
 - (ウ) 独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図る。
 - (エ) 「内部通報要領」を設け、メール、電話及び投書による社内窓口に加え、弁護士等外部専門家に相談する外部窓口（公益内部通報窓口を含む）を設置し、不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を目指す。なお、当該要領に基づく通報者等に対しては、不利益な取り扱いがされないよう措置を講じる。
 - (オ) 執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門の体制を強化し、使用人の職務執行が法令違反及び規程違反となっていないかを監査し、事前に違反が防止される体制を構築する。
 - (カ) コンプライアンス及び企業倫理上の重要事象が発生した場合、「内部統制・企業倫理委員会」へ報告し、同委員会はその事実関係を調査し、原因を究明のうえ、対策・改善に努める。
 - (キ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法規に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (ク) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報における文書又は電磁的媒体の記録・保存・廃棄等を適切に管理する。
 - (イ) 「J-MAXセキュリティポリシー」及び「内部情報管理要領」に従い、個人情報及び重要な営業秘密等の情報資産とインサイダー情報について適切に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「リスクマネジメント規程」及び「J-MAXセキュリティポリシー」に従い、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適正に対処する。
 - (イ) 「安全衛生管理規程」及び「防災管理規程」に従い、大規模な事故・災害における組織体制を構築しリスクの未然防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役会はJ-MAXグループの企業価値向上を目指し、経営を推進することを目的として、定期的（原則月1回）に開催し、法令・定款に従い「取締役会規程」に定める事項を決議し、J-MAXグループの業務執行を監督する。
 - (イ) 「組織規程」及び「職務分掌・職務権限規程」を定め、階層ごとの意思決定範囲を明確にし、効率的に業務を執行する体制を構築する。
- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に従い、子会社経営層はグループ会社を監督する責任を負うとともに、財務状況、職務の執行状況及びその他リスク管理等の重要な報告事項について、親会社（監査役を含む）への報告を定期的に行い、問題点の共有化を図る。また、子会社従業員等からの報告事項についても、親会社（監査役を含む）へ報告される体制を確保する。
 - (イ) 子会社従業員においても「J-MAXフィロソフィ」の啓蒙に努め、「コンプライアンスマニュアル」に沿って法令及びルール等を遵守する意識の向上を図る。
 - (ウ) 子会社における内部通報については当社の取締役及び監査役に報告され、対策・改善について必要な助言・指導を行い、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - (エ) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施し、実施状況及び監査結果を含む活動状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役監査が適正かつ実効的に行われるための体制
 - (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、当該使用者を置くことができ、監査役の指揮命令下におく。
 - (イ) 監査役の職務を補助すべき使用者の人事評価は、監査役会によるものとし、その異動・選任については監査役会の同意を得るものとする。
 - (ウ) 取締役及び使用者はJ-MAXグループに著しい損失等を与える恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告する。
 - (エ) 「監査役への報告基準」に従い、法的報告以外に経営等に重大な影響を及ぼす事項等を報告する。
 - (オ) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な報告を受ける。
 - (カ) 監査役に報告する者に対し、それを理由として不利益に取り扱わない。また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。
 - (キ) 監査役が職務を遂行するうえで発生する費用（弁護士及び外部専門家等を任用する場合の費用を含む）について、会社が円滑に処理支弁する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システムについて、4月及び10月開催の取締役会において、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」から内部統制システム全般の整備・運用状況の報告がなされ、監査役会からの適切な意見を受けながら適宜改善を進めました。

② コンプライアンスについて

当社及びグループ各社は、全役職員へ「コンプライアンスマニュアル」を配付し、必要な教育を行うことで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社及びグループ各社は「内部通報要領」により相談・通報体制を設けており、定期的に周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。

③ リスク管理について

取締役をトップとした「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「安全衛生・防災委員会」「環境管理委員会」を定期的に開催し、当社リスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めながらリスク管理の徹底を図りました。

④ 監査役の職務執行について

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で情報交換等を実施し、監査の実効性、効率性の向上を図りました。

⑤ 内部監査について

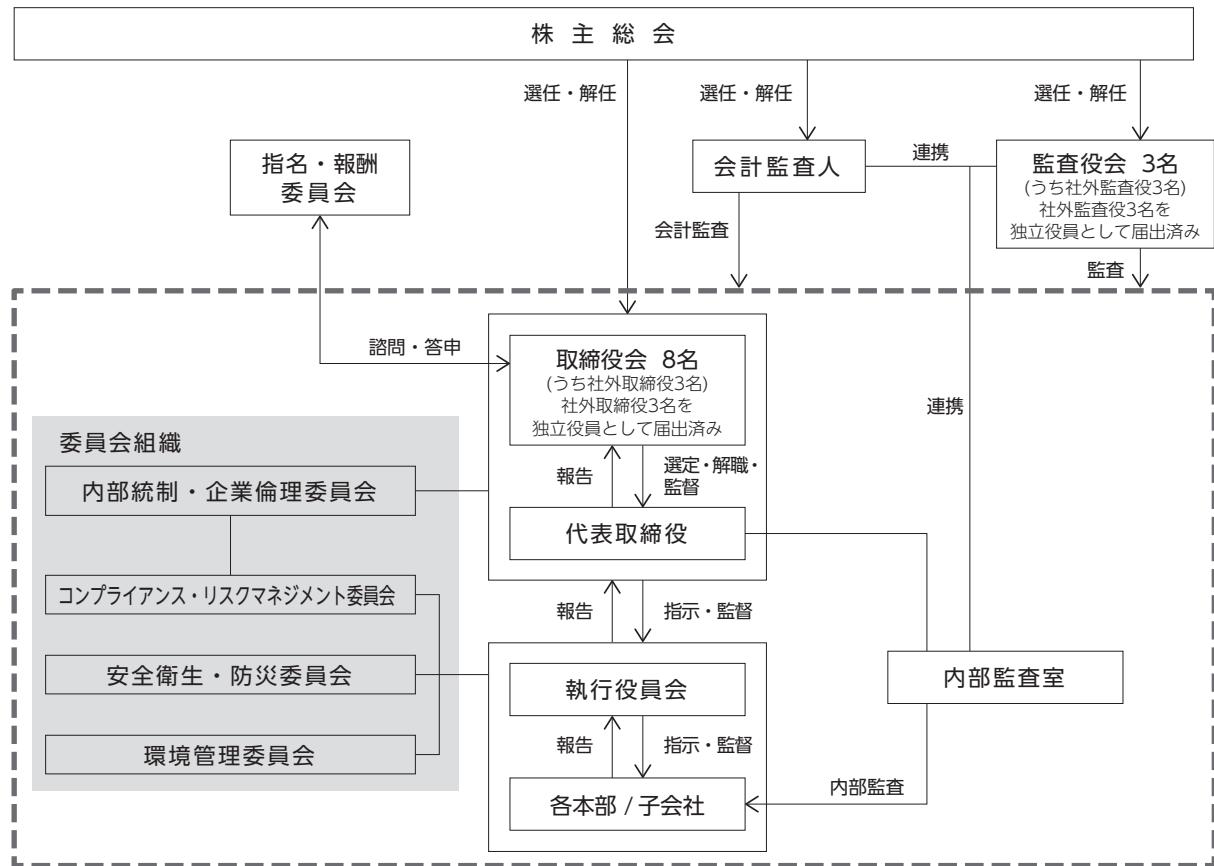
内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として認識しております。現中長期5か年計画(2024年3月期～2028年3月期)期間におきましては、成長戦略による収益拡大に合わせ配当性向20%を基準とし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社グループが属するアジアの自動車市場においては、中国を中心に急速に電動化シフトが進んでおり、ローカル部品メーカーの台頭に加え、主要客先の生産減少が継続する等、当社を取り巻く環境は厳しさを増しております。また、グループ全体で構造改革を実施しており、中長期経営計画の目標値への到達は当初の予定から3年程度後ろ倒しになる予定であります。

上記方針及び当社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、当期における年間配当は、1株につき4円(中間配当は2円、期末配当は2円)とさせていただく予定です。内部留保金につきましては、今後の成長戦略への投資と研究開発資金として投入していくこととしております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



◎ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及びその他の比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,380	流動負債	24,895
現金及び預金	6,565	支払手形及び買掛金	6,250
受取手形	1,198	短期借入金	12,601
売掛金	10,955	1年内返済予定の長期借入金	1,992
商品及び製品	520	リース債務	401
仕掛品	2,900	未 払 金	1,387
原材料及び貯蔵品	1,338	未 払 法 人 税 等	22
その他の	2,023	賞与引当金	159
貸倒引当金	△121	そ の 他	2,080
固定資産	30,343	固定負債	11,220
有形固定資産	28,879	社債	2,500
建物及び構築物	5,780	長期借入金	6,753
機械装置及び運搬具	8,137	リース債務	830
工具、器具及び備品	5,247	繰延税金負債	27
土地	1,683	退職給付に係る負債	826
リース資産	1,225	役員株式給付引当金	29
建設仮勘定	6,804	資産除去債務	251
無形固定資産	325	そ の 他	0
投資その他の資産	1,138	負債合計	36,115
投資有価証券	290	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	258	株主資本	11,593
繰延税金資産	221	資本金	1,950
その他の	379	資本剰余金	2,225
貸倒引当金	△10	利益剰余金	7,700
		自己株式	△282
		その他の包括利益累計額	6,349
		その他有価証券評価差額金	61
		為替換算調整勘定	6,078
		退職給付に係る調整累計額	209
		非支配株主持分	1,665
		純資産合計	19,609
資産合計	55,724	負債・純資産合計	55,724

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目									金 額
売上原価									47,102
売上総費用									43,970
売上及び一般費用									3,132
売上業外収益									3,112
受取利息及び配当金									19
その他									50 22 73
営業外費用									453 67 105 627
支払利息の差									535
経常損失									22 2,121 2,144
特定期別損									278 527 2,372 188 556 7 28 27 3,986 2,377
特定期別損									86 1,022 1,109 3,486 204 3,282
税金等調整前当期純損失									
法人税、住民税及び事業税額									
法人税等調整額									
当期純損失									
非支配株主に帰属する当期純損失									
親会社株主に帰属する当期純損失									

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,950	2,136	11,110	△296	14,901
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△127		△127
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,282		△3,282
自 己 株 式 の 处 分				13	13
連結子会社株式の取得による持分の増減		88			88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	88	△3,409	13	△3,307
当 期 末 残 高	1,950	2,225	7,700	△282	11,593

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整	替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	99	4,708	197	5,005		1,849	21,756	
当 期 变 動 額								
剩 余 金 の 配 当							△127	
親会社株主に帰属する当期純損失							△3,282	
自 己 株 式 の 处 分							13	
連結子会社株式の取得による持分の増減					△88		—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△38	1,369	12	1,344	△94		1,249	
当 期 变 動 額 合 計	△38	1,369	12	1,344	△183		△2,146	
当 期 末 残 高	61	6,078	209	6,349	1,665		19,609	

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,387	流動負債	8,768
現金及び預金	1,461	支 払 手 形	112
電子記録	997	買 掛 金	2,048
売掛金	2,042	短 期 借 入 金	4,200
製品	108	1年内返済予定の長期借入金	1,177
仕掛品	1,190	一 期 債 務	8
原材料及び貯蔵品	355	未 未 払 費 用	676
前払費用	43	未 未 払 法 人 税	38
未収入金	903	契 約 負 債	22
関係会社短期貸付金	1,235	預 賞 与 金	129
その他の	49	引 当 金	18
固定資産	18,953	他	164
有形固定資産	9,752		172
建物	3,390		
構築物	227		
機械及び装置	3,869	固定負債	8,415
車両運搬工具	17	社 期 借 入 債 金	2,500
工具、器具及び備品	366	長 期 借 入 債 金	4,858
土地	1,263	一 期 債 務	22
リース資産	27	退職給付引当金	753
建設仮勘定	590	役員株式給付引当金	29
無形固定資産	232	資産除去債務	251
借地権	85	その他の	0
商標権	1	負債合計	17,183
ソフトウェア	141	(純資産の部)	
その他の	3	株主資本	10,094
投資その他の資産	8,968	資本剰余金	1,950
投資有価証券	303	資本準備金	1,774
関係会社株式	296	資本準備金	1,774
出資金	0	利益剰余金	6,652
関係会社出資金	7,829	利益準備金	94
長期前払費用	33	その他利益剰余金	6,557
会員費	27	別途積立金	2,761
前払年金費用	139	繰越利益剰余金	3,796
繰延税金資産	316	自己株式	△282
その他の	30	評価・換算差額等	61
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	61
資産合計	27,340	純資産合計	10,156
		負債・純資産合計	27,340

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目							金額
売上原価	上原価	高価益					19,391
売上総利	上総利	益					17,552
売費及び一般管理費	一般管理費	費益					1,838
売上業利	外収益	益					1,365
受取利息及び配当金	受取利息及び配当金	金	406				472
受取債務保証料	受取債務保証料	料	60				
その他	の	他	11				477
営業外費用	外費用	用					
支払利息	支払利息	利	66				
社債発行	社債発行	息	19				
為替差除	為替差除	費	105				
固定資産の却損	固定資産の却損	損	0				196
その他		他	4				
経常利益	常別利益	益					754
特別損失	固定期別損失	益	1				1
構造改革費	固定資産売却費用	損	1				
割増の退職金	構造改革費	用	65				
その他	の	他	3				
			4				75
税引前当期純利益	税引前当期純利益	益					680
法人税、住民税及び事業税額	法人税、住民税及び事業税額	益	87				
法人税等調整額	法人税等調整額	益	17				104
当期純利益	当期純利益	益					575

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式
当期首残高	1,950	1,774	94	2,761	3,348	6,204	△296	9,633
当期変動額								
剰余金の配当					△127	△127		△127
当期純利益					575	575		575
自己株式の処分							13	13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	448	448	13	461
当期末残高	1,950	1,774	94	2,761	3,796	6,652	△282	10,094

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	99	99	9,732
当期変動額			
剰余金の配当			△127
当期純利益			575
自己株式の処分			13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△38	△38	△38
当期変動額合計	△38	△38	423
当期末残高	61	61	10,156

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社J-MAX
取締役会 御中

2025年5月16日

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 輪 大 資
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-MAXの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-MAX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社J-MAX
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大資
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-MAXの2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、2024年4月15日開催の監査役会において、第67期の監査の方針と計画、重点項目、職務の分担等を決議しました。この決議に基づき各監査役はそれぞれ監査を実施し、その実施状況及び結果について情報交換するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」「監査役会規程」「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会、執行役員会など重要な会議に出席し、代表取締役や取締役との定期会合や適宜のヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、その他使用人とも各種会議や適宜のミーティング等で報告説明を受けました。また、重要な稟議等の決裁書類や重要な会議等の議事録を閲覧し、本社及び国内各事業部において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部監査室からも監査の報告を徴しました。海外子会社については、海外月例報告会等を通じて毎月の事業の状況について報告を受けるほか、必要に応じてweb会議システムを利用するなどして子会社の代表取締役及び幹部等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、内部監査室と連携のうえ監査計画に基づく監査を実施し、事業及び財産の状況について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに監査役会でも、「監査役による内部統制チェック表」に基づき監査及び検証し、気付いた事項を取締役会で意見表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反するような重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関しては、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」を通じて継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制システムの徹底に関する取組について、その取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社J-MAX 監査役会

常勤監査役	須長敏彦	㊞
社外監査役	水谷博之	㊞
社外監査役	澁谷英司	㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スインクホール

電 話

0584-75-7000



交 通 の ご 案 内

お車

- JR東海道本線「大垣駅」から約10分
- 名神高速道路「大垣インターチェンジ」から約20分



バス

- JR東海道本線「大垣駅」から約15分
名阪近鉄バス株式会社
大垣駅南口 3番のりば「ソフトピアジャパンゆき」
または「三城循環」で乗車
※なお「ソフトピアジャパンゆき」は、ソフトピアジャパンが終点となります
が、「三城循環」は情報工房前のバス停で停車します。
- ※お車でお越しの方は、情報工房駐車場をご利用ください。
- ※最寄駅から会場への送迎サービスはございません。

ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡ください。
株式会社J-MAX
電話：(0584)46-3191 (代表)
(土日を除く8:00~17:00)

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK